



MINISTRY OF VIETNAM COMPE

(PROJECT FOR "IMPROVING COMPETITION POLICY AND ENHANCING
THE EFFECTIVE ENFORCEMENT OF COMPETITION LAW")

OVERVI



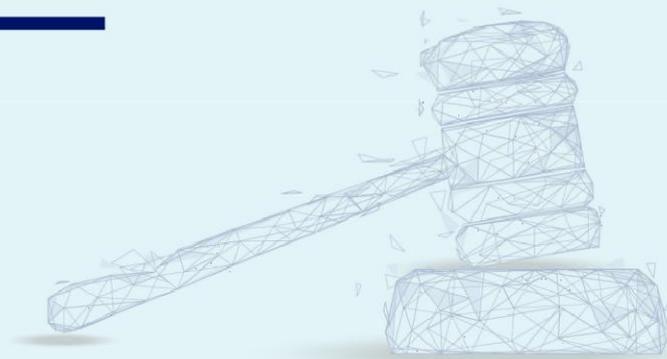
ING HOUSE

MINISTRY OF INDUSTRY AND TRADE
VIETNAM COMPETITION AND CONSUMER AUTHORITY



OVERVIEW OF

COMPETITION LAW 2018



PROJECT FOR "IMPROVING COMPETITION POLICY AND
ENHANCING THE EFFECTIVE ENFORCEMENT OF COMPETITION LAW"



序文

競争法第 27/2004/QH11 号（2004 年競争法）は、2004 年 12 月 3 日に開催された第 11 期第 6 回のベトナム社会主義共和国の国会において初めて可決され、2005 年 7 月 1 日に発効した。特に、反競争的行為を統制する上で重要な機能を果たした 2004 年競争法の誕生は、市場における各事業者の競争活動促進のための包括的な法的枠組みを構築するものとして重要なマイルストーンとなった。

施行から 13 年が経ち、社会経済の背景・状況や法的環境の変化、国際的な経済連携の強化に伴って求められるニーズに応えるべく、競争法第 23/2018/QH14 号（2018 年競争法）は、2004 年競争法に代わるものとして、2018 年 6 月 12 日の国会第 14 期第 5 回の会議で可決され、2019 年 7 月 1 日に発効した。

2018 年競争法概要ハンドブックは、社会福祉と消費者の権利保護を促進することで、競争法に対する遵守意識の向上およびベトナムの市場における競争を阻害する違法行為に対する積極的な挑戦を図り、公正かつ健全な競争の維持・促進を図る上での競争法の役割を、国家管理機関、事業者そして社会全体が理解することの一助となるべく発行されるものである。

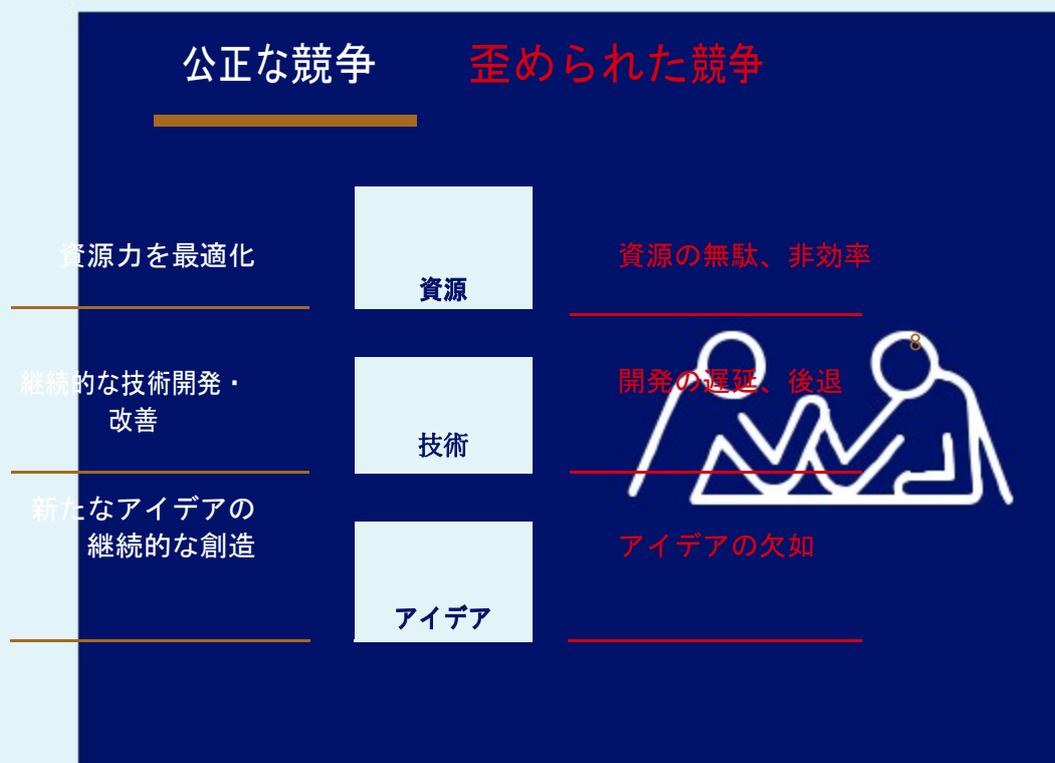
序文	2
内容項目	3
競争の役割	8
競争に関する政府の政策	10
競争に関する法規範文書のシステム	11
適用範囲及び対象	12
<hr/>	
競争法違反行為	13
<hr/>	
競争制限協定	14
概念	
区分	
禁止される行為	
代表的な違反行為	
適用除外	
市場支配的地位・独占的地位の濫用	24
概念	
区分	
禁止される行為	
代表的な違反行為	
禁止される経済集中	29
経済集中の形態	
禁止される経済集中	
経済集中届出	
不公正な競争行為	31
禁止される行為	
代表的な違反行為	
その他競争に関して禁止される行為	33
<hr/>	
競争法違反行為の処理	34
<hr/>	
競争法違反行為に対する行政処分	34
競争に関する行政違反行為への処罰形態および是正措置	
競争法違反行為に対する罰金の最高額	

競争法違反による刑事処分	37
個人に対する刑事処分の形態及び程度	
組織に対する刑事処分の形態及び程度	
競争法の執行機関	41
競争事案の受理・審理機関	
競争事案の審査・処理に関する手順・手続き	42
競争制限協定事案の審査・処理に関する手順・手続き	43
市場支配的地位・独占的地位濫用事案の審査・処分に関する手順・手続き	44
経済集中の規定への違反事案の審査・処分に関する手順・手続き	45
不公正競争事案の審査・処分に関する手順・手続き	46
競争分野における行政手続	47
禁止される競争制限協定行為に対する適用除外申請手続き	48
禁止される競争制限協定行為に対する適用除外申請書類の受理・審査手順・手続き	50
経済集中届出の手続き	
経済集中届出書類	
経済集中届出書類の評価手順・手続き	
書類・情報・不服申立ての受理	53

競争の役割

競争とは、同一市場において同一の利益を追求する個人・組織たる事業者（以下「事業者」という）が異なる方式を活かして、自らのために最大の顧客数・市場及び市場のシェアを獲得し、利益をより多く得るための経済面での競い合いである

■ 事業者にとっての競争の役割



競争は、事業者による生産販売活動の改善、資源力の効果的使用、生産性向上・経費削減・品質向上・デザインの改善・格差や高い競争力のある新製品の開発を目的する先進技術の活用・消費者のニーズへの最も優れた対応を推進し、事業の成長及び高い経済的効果をもたらす。

■ 消費者にとっての競争の役割



各事業者間に公正・健全な競争のある環境においては、消費者はより高い品質の商品をより妥当な価格・優遇された価格で購入することができ、より高い品質のサービス（保証・アフターサービス等）を受け、豊富で多様化された商品・サービスによる多くの選択肢を持つなどの恩恵を受ける。

競争に関する政府の政策

公正・健全・平等・透明性のある競争環境を構築・維持

法律の規定により、競争を推進し、事業における自由競争権を確保

市場へのアクセスを強化し、経済効率性・社会福祉を向上させ、消費者の権利を保護

社会・消費者が競争に関する法令の運用を監査できる環境作り

競争法に関する法規範文書のシステム

- 競争法第 23/2018/QH14 号
- 2018 年競争法の詳細を定め、施行についてガイドダンスする以下からなる法規
 1. 競争法条項一部を詳細に定める 2020 年 3 月 24 日付の政府の政令第 35/2020/ND-CP 号
 2. 競争分野における行政違反処分について定める 2019 年 9 月 26 日付の政府の政令第 75/2019/ND-CP 号
- 競争に関する以下から成るその他の法令
 1. 刑事に関する法令（「競争に関する規定への違反罪」に関する規定）
 2. 通信に関する法令（「通信サービス事業での競争」に関する規定）
 3. 保険事業に関する法令（「保険事業における協力・競争・入札」に関する規定）
 4. 知的財産に関する法令（「不正競争行為」に関する規定）
 5. 企業に関する法令（「企業の新設合併」及び「企業の吸収合併」に関する規定）
 6. 入札に関する法令（「談合」に関する規定）
 7. 行政違反処分に関する法令
 8. 行政訴訟に関する法令
 9. その他関連法令

適用範囲及び対象

■ 2018 年競争法の適用範囲

適用範囲

- 競争制限行為
- 経済集中
- 不公正競争行為

ベトナム市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれのある

■ 20

適用対象

- 競争に関する訴訟
- 競争法違反の処分
- 競争の国家管理
- 個人・組織の事業者
- ベトナムの業界団体
- 国内外の関係個人・機関・組織

VIOLATIONS OF COMPETITION

競争法 違反行為

- 競争制限行為
- 禁止される経済集中
- 不公正競争行為
- 競争に関わり禁止される行為

競争制限協定

市場支配的地位・独占的地位の濫用

■ 概念

競争制限 協定

競争制限協定とは、競争制限効果がある、またはそのおそれのあるあらゆる形態の合意である。

ウインクによる暗黙的合意

非公式合意

口頭の合意



■ 区分

競争制限協定

水平的協定: 同一関連市場における事業者間の協定

垂直的協定: 一定の商品・サービスの同生産・流通・販売のサプライチェーンにおける異なる工程の事業者間の協定

生産者

生産者

生産者

生産者であるA社・B社・C社は市場を統制するために、同一価格の拘束について合意した

卸売業者

小売業者

生産者であるA社は自社商品を販売する卸売業者・小売業者と協議し、最低販売価格の価格拘束について合意した



■ 禁止される行為

1. 全面禁止される競争制限協定

当然違法

- 直接的または間接的な商品・サービスの価格拘束に関する水平的協定
- 顧客、消費市場、商品・サービス供給先の分割に関する水平的協定
- 生産量、商品売買数量・サービスの量の制限・統制に関する水平的協定
- 商品・サービス供給の入札において、協定に参加する当事者の一者または複数の者を落札させる協定
- 他の事業者を市場に参入させない、または事業を拡大させないよう妨害し、制限する協定
- 協定の当事者でない事業者を市場から排除する協定

2. 市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれのある場合に禁止される競争制限協定

競争制限効果
の評価結果に
よって禁止
される

- 技術・テクノロジー開発制限、投資拘束に関する協定

- 他の事業者に対し商品売買・サービス提供の契約条件の押し付け・拘束、または契約の対象と直後の関係性のない義務を受け入れるよう強制する協定

- 協定の当事者でない事業者と取引しない協定

- 協定の当事者でない事業者に対し商品消費市場、商品・サービス供給先の制限に関する協定

- 直接または間接的商品・サービスの価格拘束に関する垂直的協定

- 顧客、消費市場、商品・サービス供給先の分割に関する垂直的協定

- 生産量、商品売買数量・サービスの量の制限・統制に関する垂直的協定

- 競争制限効果がある、またはそのおそれのあるその他協定

■ 代表的な違反行為

1. 価格拘束協定

2018年競争法は、同一関連市場における事業者間が行う、直接的または間接的な商品・サービスの価格拘束協定（以下「価格拘束協定」という）を禁止する。

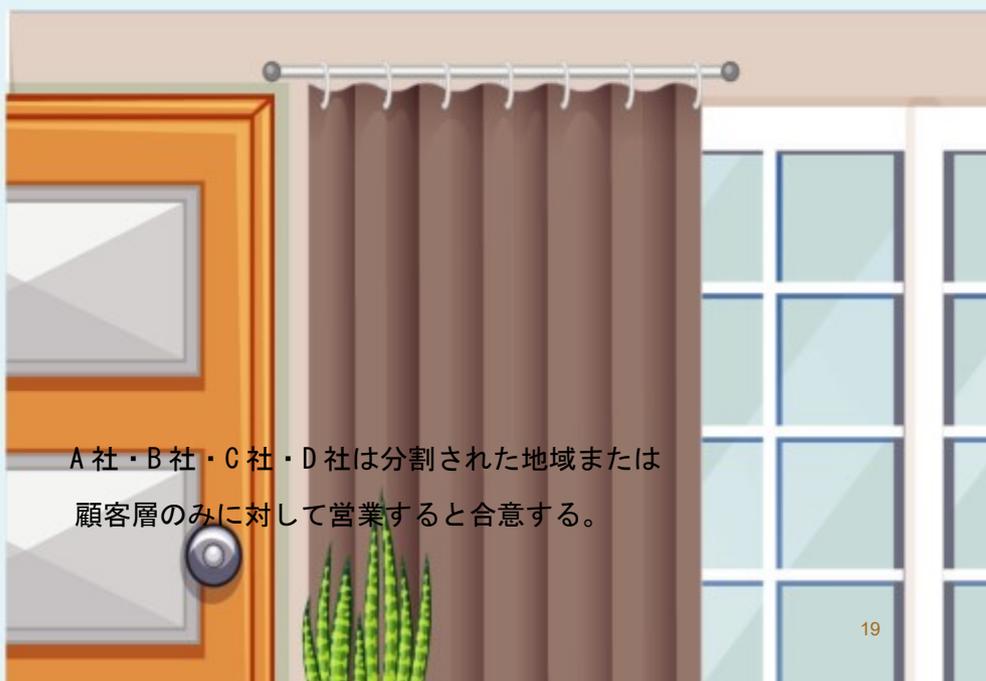
一部の事業者は異なる価格で類似の商品販売・サービス提供を行う。



2. 市場分割協定

2018年競争法は同一関連市場における事業者間が行う、顧客、消費市場、商品・サービスの供給先の分割に関する協定（以下「市場分割協定」という）を禁止する。

A社・B社・C社・D社は地域別または顧客層別の市場分割に関する協定に参加する。



A社・B社・C社・D社は分割された地域または顧客層のみに対して営業すると合意する。

3. 生産量制限協定

2018年競争法は同一関連市場における事業者間が行う、生産量、商品売買数量・サービスの量の制限・統制に関する協定（以下「生産量制限協定」という）を禁止する。



4. 入札談合

2018年競争法は、商品・サービス提供の入札において、協定に参加する当事者の一人または複数の者を落札させる（以下「入札談合」という）ことを禁止する。入札は最も低い金額で技術・品質の要件を満たす請負業者を選定することを目的とする。入札談合は入札のその目的を果たせない。

A社・B社・C社は、A社が落札し、B社・C社・D社が不当に高い金額で入札したり、または入札を取り下げることにより合意する。

落札したA社はキックバックとして、B社・C社を下請け業者にしたり、その他経済的利益や金銭を与える。

雇用者または潜在的顧客は選択なしに、通常より高い金額を落札者へ支払い、その後、その差額の全額または一部は消費者に負担させる。そのことにより、経済基盤、消費者及び入札談合に参加しない事業者の資源が枯渇する



5. 再販売価格拘束協定

生産者と卸売業者または小売業者が該当商品・サービスを顧客（小売業者またはエンドユーザー）に再販売するための価格を合意した際に実施される価格拘束に関する垂直的協定。再販売価格拘束協定は最低小売販売価格・希望小売販売価格・最大小売販売価格等多数の形態により行われる。

2018 年競争法により再販売価格拘束に関する垂直的協定は相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれのある場合に禁止される。

再販売価格が拘束される場合に、小売業者は販売価格の変更、割引・キャンペーンの実施が自由にできない。



■ 適用除外

適用除外形態	適用範囲						
<p>適用除外</p> <p>期限付き適用除外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働協定 ➤ 他の法律の規定による特定分野・業界における協定 ➤ 価格拘束協定 ➤ 市場分割協定 ➤ 生産量制限協定 ➤ 技術・テクノロジー開発制限、投資拘束に関する協定 ➤ 条件の押し付け・拘束、または関連性のない義務を受け入れるよう強制する協定 ➤ 協定の当事者でない事業者と取引しない協定 ➤ 商品消費市場、または供給先の制限に関する協定 ➤ 競争制限効果がある、またはそのおそれのあるその他協定 						
<p>消費者にとってのメリット</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1021 667 1088">条件 1</th> <th data-bbox="667 1021 1345 1088">条件 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1088 667 1312"></td> <td data-bbox="667 1088 1345 1312"> <ul style="list-style-type: none"> ● 技術・テクノロジー・品質の推進 または ● ベトナム企業の競争力の向上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1312 667 1570"></td> <td data-bbox="667 1312 1345 1570"> <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 品質・技術の標準化の推進 <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非価格条件の統一化の推進 </td> </tr> </tbody> </table>	条件 1	条件 2		<ul style="list-style-type: none"> ● 技術・テクノロジー・品質の推進 または ● ベトナム企業の競争力の向上 		<p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 品質・技術の標準化の推進 <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非価格条件の統一化の推進
条件 1	条件 2						
	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術・テクノロジー・品質の推進 または ● ベトナム企業の競争力の向上 						
	<p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 品質・技術の標準化の推進 <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非価格条件の統一化の推進 						

■ 概念

市場支配的
地位・独占
的地位の濫
用

市場支配的地位・独占的地位の濫用とは競争制限効果があるまたはそのおそれがある、市場支配的地位・独占的地位を有する事業者の行為である。

排除性のある
行為

[A]

他の事業者を市場に参入させない、または市場において事業を拡大させないよう妨害し、市場から排除し、またはそのおそれがある。

不正利益を目的
とする行為

[B]

顧客へ損害を与えたり、またはそのおそれがある。

■ 禁止される行為

2018 年競争法は、事業者が独立または他の事業者と連携し、市場支配的地位・独占的地位の濫用を起す行為を禁止する。

市場支配的地位を有する事業者にとっての禁止行為

独占的地位を有する事業者の禁止行為

総原価を下回る価格で商品販売・サービス提供を行う [A]

類似取引において異なる取引条件を押し付ける[A]

他の事業者に対して商品売買・サービス提供の契約条件を押し付けたり、または他の事業者・顧客に対して契約の対象と直接の関係性のない義務を受け入れるよう強制する[A]

他の事業者を市場に参入させない、または市場において事業を拡大させないよう妨害する [A]

不当な商品売買価格・サービス料を押し付けたり、最低再販売価格を拘束する [B]

商品の生産量・販売量、サービスの提供、市場を制限したり、技術・テクノロジーの開発を妨害する。 [B]

顧客に不利な条件を押し付ける [A/B]

独占的地位を濫用し、正当な理由なく締結した契約を一方的に変更し、または取り消す [A/B]

他の法律により禁止される市場支配的地位・独占的地位を濫用する行為 [A/B]

■ 代表的な違反行為

1. 総原価を下回る価格で商品販売・サービス提供を行う行為（略奪的価格設定）

略奪的価格設定行為を行う際に、市場支配的地位を有するある事業者は競合相手を市場から排除するため、総原価を下回る価格で商品を販売・サービスを提供し、その後、莫大な利益を取得するように価格を吊り上げる。消費者は短期間で低価格を受けられるが、他の競合相手が市場を撤退した後はより高い価格で購入しなければならない。

B社の原価：
90,000 VND

C社の原価：
92,000 VND

C社は総原価
を下回る価格
で販売する。

B社は市場から撤退する

消費者

C社は販売価格を吊り上げる



2. 類似取引において異なる取引条件を押し付ける行為

売り手及び買い手との地理的距離により運送費が高くなり、または買い手が大量に買うため商品・サービスの原価が低くなること等、異なる価格が存在する場合もある。一方、差別または異なる価格・取引条件を押し付ける行為は、異なる価格・取引条件の設定が不公平である場合（類似取引に対し）または正当な経済的理由がない場合に市場支配的地位・独占的地位の濫用とみなされる。

3. 商品販売・サービス提供の拒否

商品販売・サービス提供の拒否は、市場支配的地位を有する事業者が自社の地位を濫用し、特定の事業者・事業者グループまたは業種に対して商品販売・サービス提供を拒否する際に生じ、「他の事業者を市場に参入させない、または市場において事業を拡大させないよう妨害する」行為の一種・一つの形態とみなされる。

4. 抱き合わせ販売

抱き合わせ販売は、ある商品（メイン商品）のサプライヤーが顧客に次の商品（抱き合わせられる商品）の購入を要請する際に、「他の事業者・顧客に対し契約の対象と直接の関連性のない義務を受け入れるよう強制することにより、他の事業者を市場に参入させない、または市場において事業を拡大させないよう妨害し、またはそのおそれがある」行為の一種・一つの形態とみなされる。メイン商品の代替品を提供するサプライヤーが他にいない場合、顧客は選択肢なしに、両商品（メイン商品と抱き合わせられる商品）を買わなければならない。



■ 経済集中の形態

禁止される

経済集中

吸収合併

新設合併

買収

Other

ジョイント
ベンチャー

その他

集中

ベトナムの市場において相当程度の競争制限効果がある、またはそのおそれがある経済集中を行うこと

経済集中に参加する各事業者は、経済集中届出の基準に該当する場合、経済集中を行う前に経済集中届出書類を提出しなければならない
(2018 年 競 争 法 第 33 条 1 項) 。

1. 以下の例外を除き一般的に適用される経済集中届出の基準

A

- ベトナムの市場における総資産が3兆ドン以上である。

B C

- 総売上高あるいは総購入高が3兆ドン以上である。

D E

- 経済集中の取引価値が1兆ドン以上である。
- 経済集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率の合計が20%以上である。

2. 保険事業者、証券会社に関する経済集中届出の基準

- ベトナムの市場における総資産が15兆ドン以上である。
- 総売上高あるいは総購入高が15兆ドン以上である。
- 経済集中の取引価値が3兆ドン以上である。
- 経済集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率の合計が20%以上である。

3. 金融機関に関する経済集中届出の基準

- 総資産がベトナムの市場における金融機関の全体の総資産の20%以上である。
- 総収益がベトナムの市場における金融機関の全体の総収益の20%以上である。
- 経済集中の取引価値が金融機関の全体の総定款資本の20%以上である。
- 経済集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率の合計が20%以上である。

不公正な競争

行為

- 経営上の秘密情報の侵害
- 他の事業者の顧客、ビジネスパートナーに対する強制
- 他の事業者に関する虚偽情報の提供
- 他の事業者の経営活動の妨害
- 不正な顧客誘引
- 総原価を下回る価格で商品やサービスを提供することにより、同種の商品・サービスに係る事業を運営する他の事業者を排除し、またはそのおそれを生じさせる行為
- その他の法律により禁止される不公正な競争行為

■ 代表的な違反行為

1. 経営上の秘密情報の侵害

2018年競争法に基づき禁止される「経営上の秘密情報の侵害」の行為は以下の通りである。

- a) 経営上の秘密情報の所有者の秘密保護措置に反する方法で当該秘密情報にアクセスし、これを収集する行為。
- b) 経営上の秘密情報の所有者から許可を得ることなく、当該秘密情報を他に開示し、または使用する行為。

2. 不正な顧客誘引

2018年競争法に基づき禁止される「不正な顧客誘引」の行為は以下の通りである。

- a) 他の事業者の顧客を誘引するために、事業者または商品、サービス、販売促進、事業者が提供する商品・サービスに関する取引条件について、当該顧客に対し虚偽または誤導的な情報を提供する行為
- b) 裏付けがないにもかかわらず、自らの商品・サービスを他の事業者の同種の商品・サービスと比較する行為

その他競争に関し
禁止される行為

国家機関の
禁止される
行為

国家独占分野の商品・サービス、または法令に規定される緊急の場合を除き、特定の事業者との取引をするまたはしないことを事業者、組織、個人に対して強要、要求、勧告する行為。

事業者によって差別的な対応をとる行為。

分野・業種の団体、その他の社会・職業団体、または事業者に対して連携を強要、要求、勧告し、市場での競争制限を図る行為。

職務や権限を濫用して競争活動に不法に干渉する行為。

関連組織・個人の
禁止される行為

事業者が競争制限行為、不公正競争行為を実施するように、情報提供、促進、呼びかけ、強要または企画する行為。

HANDLING OF VIOLATIONS ON COMPETITION

競争に関する行政違反行為への処罰形態および是正措置

競争法違反行為に対する行政処分

主たる処分

- ・ 警告
- ・ 罰金

追加的な処分

- ・ 企業登録証明書またはそれに相当する文書の回収、事業許可書、事業免許の使用権の剥奪
- ・ 競争法違反のために使用された証拠、手段の没収
- ・ 違反行為により得られた利益の没収

是正措置

- 支配・独占的地位を濫用した事業者の再編
- 法令に違反する条項を契約書、合意書または事業取引から削除
- 経済集中後に形成された事業者の消滅分割もしくは存続分割または資本もしくは財産の一部もしくは全部を売却
- 経済集中後に形成した事業者の契約書に定める商品・サービスの購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する国家機関による監査
- 公開的な訂正
- その他の必要な処分

■ 競争法違反行為に対する罰金の最高額

行為	組織に対する 罰金	個人に対する 罰金
競争制限協定	その関連市場における売上高の 10% であるが、10 億ドンに至らない。	その関連市場における売上高の 5% であるが、2 億ドンに至らない
支配・独占的地位の濫用	その関連市場における売上高の 10%	その関連市場における売上高の 5%
経済集中に関する規定の違反	その関連市場における売上高の 5%	その関連市場における売上高の 2.5%
不公正な競争行為	20 億ドン	10 億ドン
その他の違反行為	2 億ドン	1 億ドン

■ リニエンシー制度

事業者が自発的に、国家競争委員会が禁止される競争制限協定行為の発見、審査、処理を行うことを助けるよう申告した場合、その事業者はリニエンシー制度に従って処分の軽減または免除がされ得る。

1. リニエンシー制度が適用される条件

違反行為の審査・処理にあたって権限機関と十分に協力する

リニエンシー制度が適用される条件

競争制限協定に当事者として参加したまたは参加している。

権限機関が審査決定を下す前に自発的に申告する。

誠実に申告し、違反行為の発見、審査、処理にとって重要な価値のある、違反行為に関して得られたすべての情報、証拠を提供する。

2. リニエンシー制度の適用原則

1. 他の事業者に協定への参加を強要するまたは企画を行う役割を果たす事業者に対して適用しない。

2. 法定条件を十分に満たすリニエンシー申請書を国家競争委員会に提出した最初の3社にのみ適用する。

2

3. リニエンシー制度による制裁金の減額・免除

制裁金の減額・免除

First

1 番目の事業者

1. 申請書の提出

2 番目の事業者

2. リニエンシー適用条件を満たす。

3 番目の事業者

■ 競争法違反

刑法第 100/2015/QH13 号の第 217 条と、刑法第 100/2015/QH13 号の条項の一部を改正、補足する改正法の第 1 条 50 項に基づくと、社会にある程度の危険を与える、競争規定違反行為の一部が刑事処分されることとなる。

競争法違反による
刑事処分

行為

阻害の程度

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 価格拘束に関する水平的協定 ■ 市場分割に関する水平的協定 ■ 生産量制限に関する水平的協定 ■ 技術・テクノロジー開発制限、投資拘束に関する協定 ■ 契約条件を押し付け、他の事業者に対し契約の対象と直接の関連性のない義務を受け入れるよう強制する協定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 関連市場における協定に参加する事業者の市場占有率の合計 $\geq 30\%$ |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 他の事業者を市場に参入させない、または市場において事業を拡大させないよう妨害し、制限する協定 ■ 協定の当事者でない事業者を市場から排除する協定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 他人に与えた損害 ≥ 10 億ドン
<i>または</i> ■ 不正利益 ≥ 5 億ドン ■ ■ 他人に与えた損害 ≥ 10 億ドン
<i>または</i> ■ 不正利益 ≥ 5 億ドン |

■ 個人に対する刑事処分の形態及び程度

違反行為	主たる処分	追加的な処分
<ul style="list-style-type: none"> ■ 10～50 億ドン未満の損害を発生させた。 ■ 5～10 億ドン未満の不正利益を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2～10 億ドンの罰金 ■ 2 年以下の執行猶予 ■ 3 か月～2 年の懲役 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 5000 万ドン～2 億ドンの罰金
<ul style="list-style-type: none"> ■ 2 回以上犯した。 ■ 陰險な手段を用いた。 ■ 支配的・独占的位置の濫用 ■ 50 億ドン以上の損害を発生させた。 ■ 30 億ドン以上の不正利益を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 10～30 億ドンの罰金 ❖ 1～5 年の懲役 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 1～5 年の期間で特定の職務の担当禁止、特定の業種または就職禁止

■ 組織に対する刑事処分の形態及び枠組

違反行為

主たる処分

追加的な処分

<ul style="list-style-type: none"> ■ 10～50 億ドン未満の損害を発生させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 10～30 億ドンの罰金 	<ul style="list-style-type: none"> > 1～5 億ドンの罰金
<ul style="list-style-type: none"> ■ 5～10 億ドンの不正利益を取った。 		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 2 回以上犯した。 		<ul style="list-style-type: none"> > 特定の分野における事業活動禁止、または 1～3 年の期間における資金調達禁止
<ul style="list-style-type: none"> ■ 陰険な手段を用いた。 	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 30～50 億ドンの罰金 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 支配的・独占的位置の濫用 	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 6 ヶ月～2 年間の営業停止 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 50 億ドン以上の損害を発生させた。 		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 30 億ドン以上の不正利益を得た。 		

COMPETITION

国家競争委員会

競争事案の

人数上限 15 名

受理・審理機関

ENFORCEMENT

競争審査局

競争制限事件
処理評議会

競争事件処理決定
不服申立解決評議会

国家競争委員会
の管轄

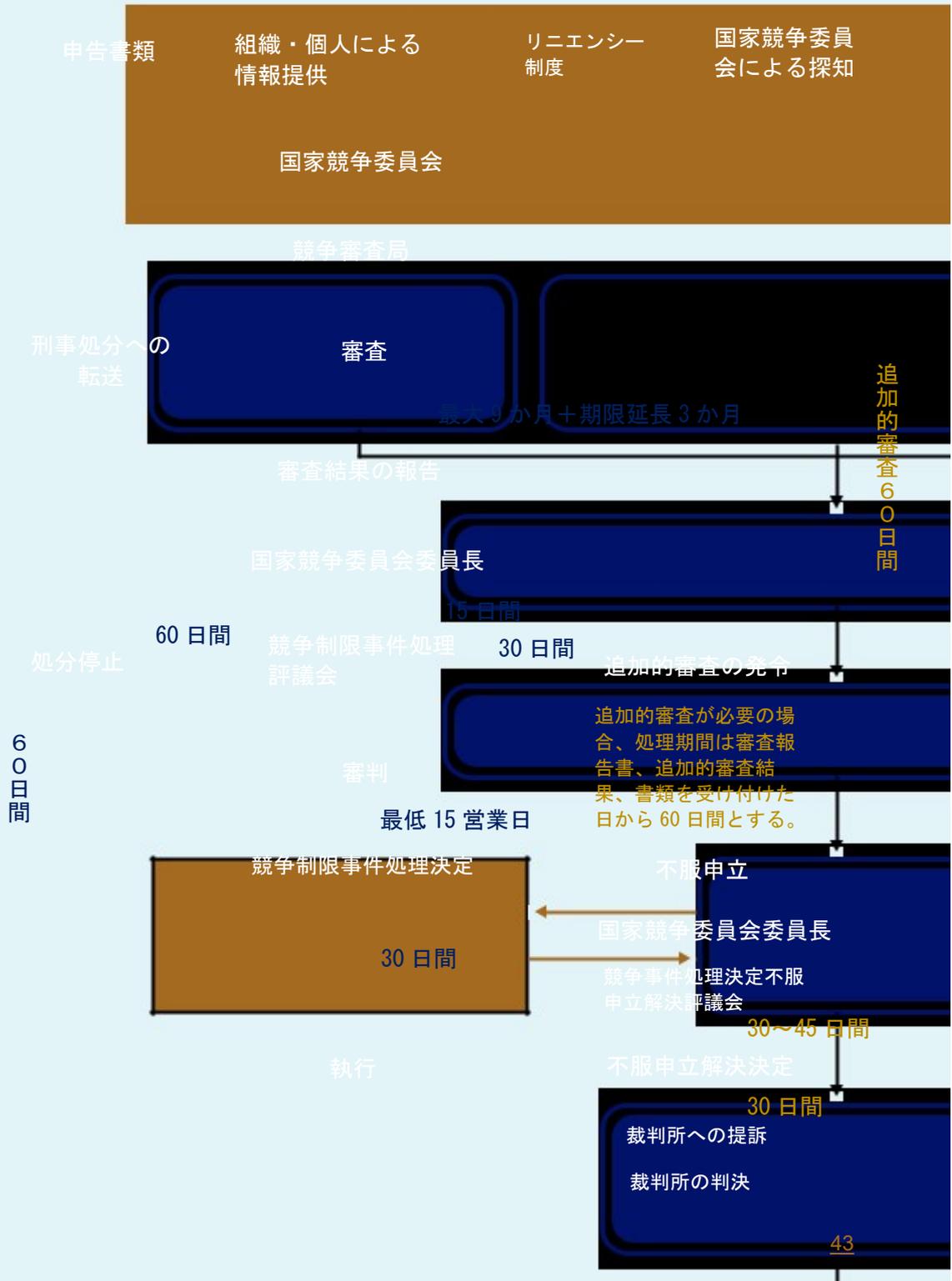
事案別で、3~5
名からなる

事案毎に形成される

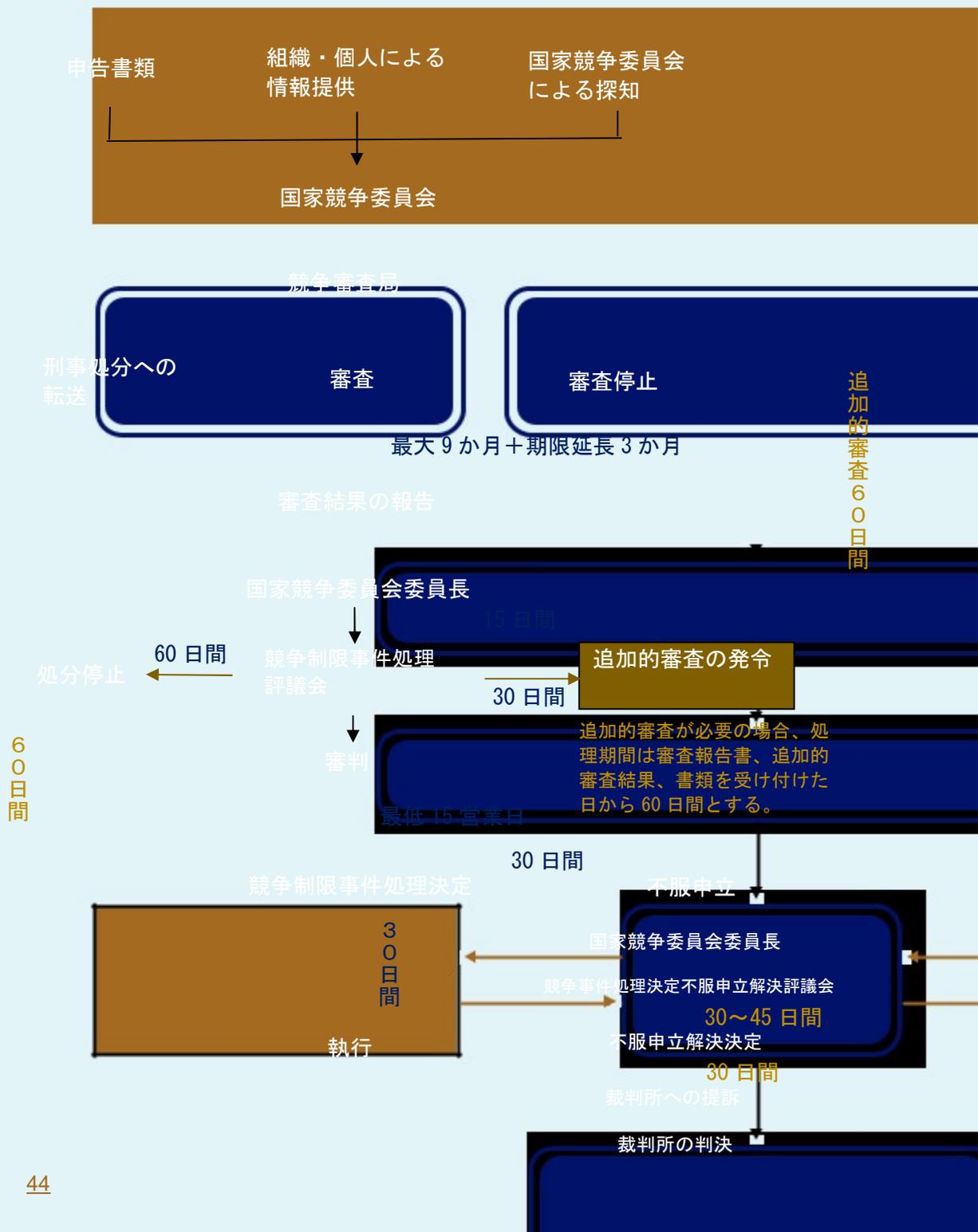
ORDER AND PROCEDURE FOR INVESTIGATING AND HANDLING COMPETITION CASES



競争制限協定事案の審査・処理に関する手順・手続き



市場支配的地位・独占的地位濫用事案の審査・処理に関する手順・手続き



経済集中の規定への違反事案の審査・処理に関する手順・手続き

申告書類

組織・個人による
情報提供

国家競争委員
会による探知

国家競争委員会

刑事処分への
転送

競争審査局

審査

審査停止

追加的審査
30日

最大 90 日 | 期限延長 60 日

審査結果の報告

30 日間
処分停止

国家競争委員会委員長

追加的審査の発令

30 日間

追加的審査が必要な場
合、処理期間は審査報
告書、追加的審査結
果、書類を受け付けた
日から 20 日間とする。

経済集中規定違反
処理決定

不服申立

30 日間

執行

国家競争委員会委員長

30~45 日間

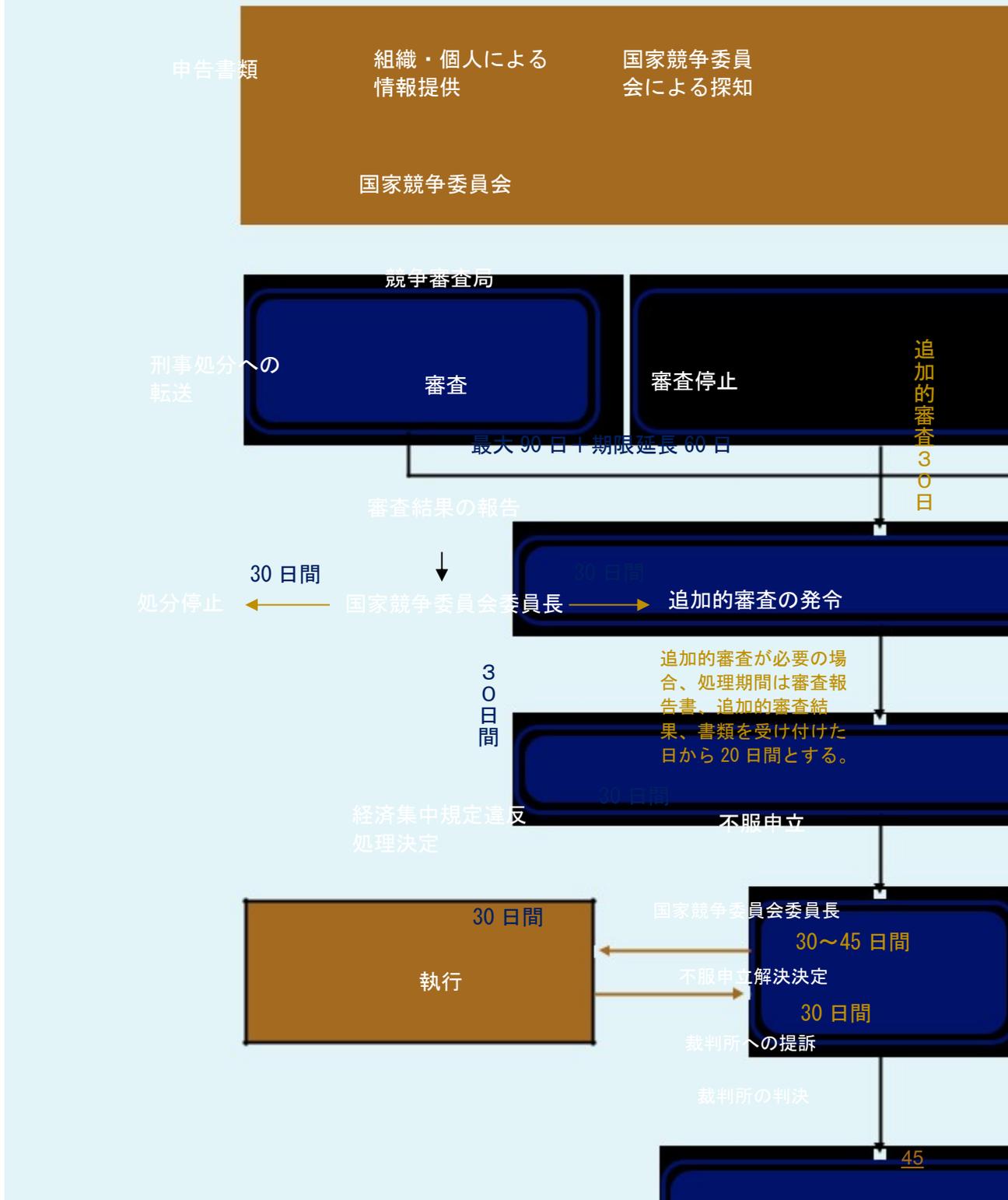
不服申立解決決定

30 日間

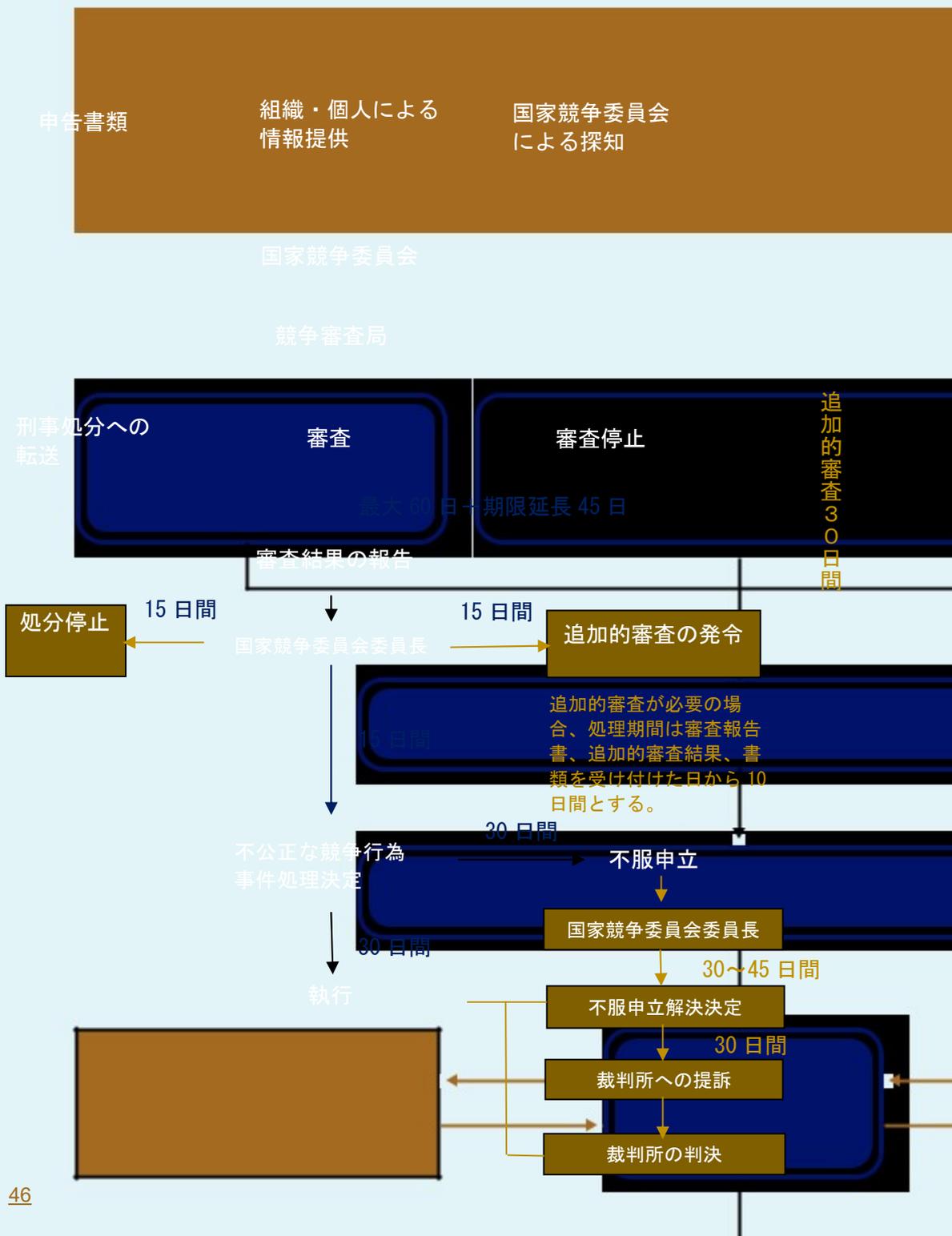
裁判所への提訴

裁判所の判決

45



不公正競争事案の審査・処理に関する手順・手続き



競争分野における行政手続き

ADMINISTRATIVE COMPETITION



■ 禁止される競争制限協定行為に対する適用除外申請書類

禁止される競争制限
協定行為に対する適
用除外申請手続き

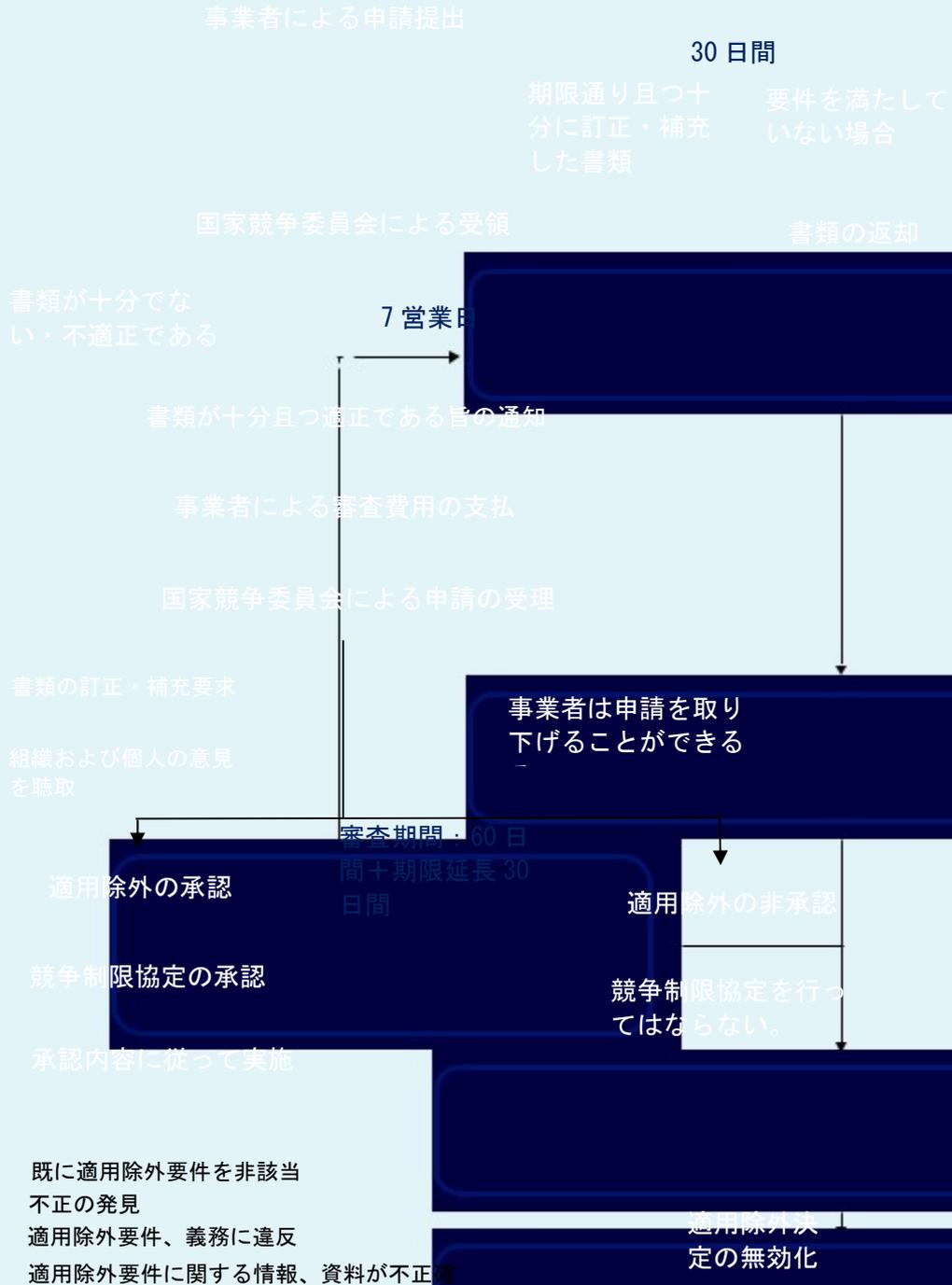
禁止される競争制限協定に対する適用 除外申請書類の資料

1. 国家競争委員会が発行した様式に従った申請書
2. 当事者間の協定内容の草案；
3. 禁止される競争制限協定に参加する各事業者の企業登記証明書またはそれに相当する文書の写し。禁止される競争制限協定に分野・業種の団体が参加する場合は、分野・業種の団体の定款の写し；
4. 禁止される競争制限協定に参加する各事業者の、適用除外申請書類を提出する年の前の連続した 2 年分の法令に従って会計監査組織に確認された財務諸表。または新たに設立した事業者の場合、設立時点から適用除外措置申請書類提出の時点までの法令に従って会計監査組織に確認された財務諸表。
5. 本法の 14 条 1 項の規定に該当することについての具体的な説明報告書、またはそれを証明する証拠を添付する。
6. 禁止される競争制限協定に参加する各当事者の代表者への委任状（もしあれば）。

注：

- 書類を提出する事業者は書類の誠実性につき責任を負う。
- 外国語による書類の資料はベトナム語の翻訳文を添付しなければならない。

■ 禁止される競争制限協定行為に対する適用除外申請書類の受理・審査手順・手続き



■ 経済集中届出書類

経済集中届出 の手続

経済集中届出書類の資料

1. 国家競争委員会が発行した様式に従った経済集中届出
2. 経済集中協定の内容草案または経済集中に関する各当事者間の契約書・覚書の草案
3. 経済集中に参加する各当事者の企業登録証明書またはそれに相当する文書
4. 経済集中に参加する各当事者の、経済集中届出の年の前の連続した 2 年分の法令に従って会計監査組織に確認された財務諸表。または新たに設立した事業者の場合、設立時点から経済集中届出の時点までの法令に従って会計監査組織に確認された財務諸表。
5. 経済集中に参加する各事業者の親会社、子会社、グループ会社、支店、駐在事務所及びその他の所属部局（ある場合）のリスト
6. 経済集中に参加する各事業者の経営中の商品・サービスのリスト
7. 経済集中届出の年の前の連続した 2 年分の、経済集中が予定される分野における経済集中に参加する各事業者の市場占有率についての情報
8. 経済集中の競争制限的効果の恐れに対する対策案
9. 経済集中の積極的な効果評価及び積極的な効果強化対策の報告書

注:

経済集中届出書類を提出する事業者は書類の誠実性につき責任を負う。

外国語による書類の資料はベトナム語の翻訳文を添付しなければならない。

■ 経済集中届出書類の評価手順・手続

経済集中届出は競争法令に定められた手順・手続に従って以下のステップで行わなければならない。

経済集中届出書類の提出

経済集中届出書類の十分性及び
適正性の検討

STEP
01

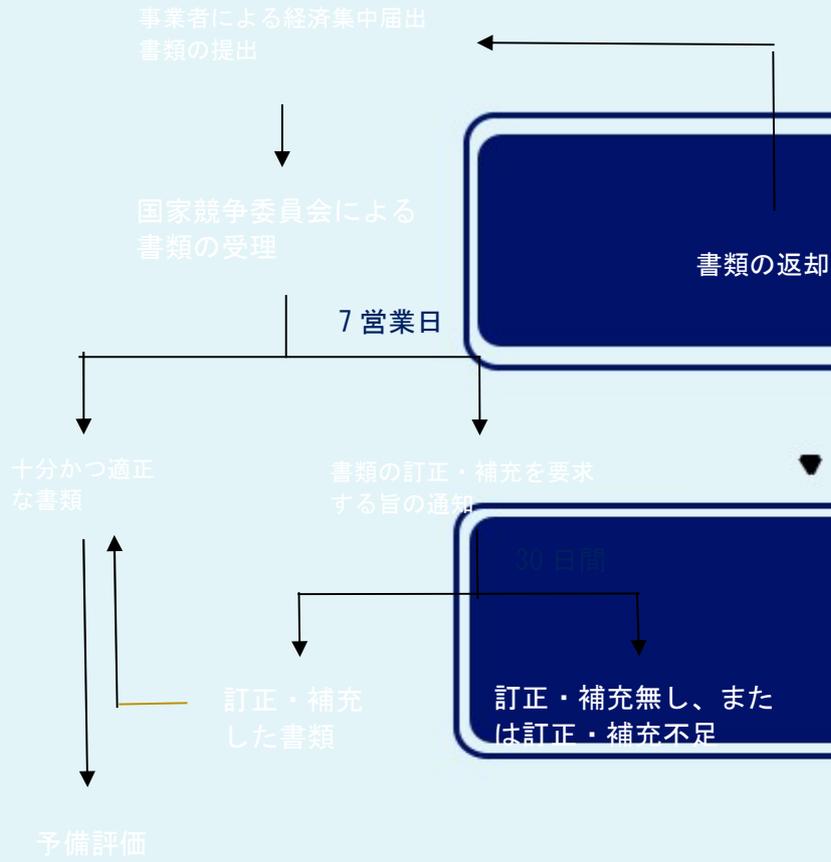
経済集中の評価（予備及び正式）



経済集中に対する判断

STEP
02





30 日間

経済集中の実施承認

正式評価が必要な経済集中

正式評価

90 日間+期限延長 60 日間

経済集中の実施承認

条件付き経済集中の実施承認

経済集中の禁止

書類・情報・不服申立の受理

経済集中届出書類の提出

競争制限協定行為に対する適用除外申請書類の提出

競争法違反被疑行為に関する情報提供

競争事案に関する不服申立て

競争に関する相談

連絡先:

商工省

競争・消費者庁

Address : 25 Ngo Quyen, Trang Tien Ward,
Hoan Kiem District, City Hanoi

Phone : (+84) 24. 22205002

Fax : (+84) 24.22205003

Hotline : 1800 6838

Website: www.vcca.gov.vn

Email : vcca@moit.gov.vn

国家競争委員
会
